令和２年４月１日以後開始連結事業年度等分
連結申告用

連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書

連結事業年度等

【No.３】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

別表六の二(二)

令二・四・一以後終了連結事業年度等分

Ⅰ　法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

【No.22】８欄の金額は、各連結法人の別表六(二)付表一の 25 欄の金額の合計額と一致していますか。
【No.22】９欄の金額は、各連結法人の別表六の二(二)付表の 43①欄の金額の合計額と一致していますか。

【No.23】11 欄の金額は、各連結法人の別表六(二)付表一の 26 欄の金額及び別表六の二(二)付表の 43②欄の金額の合計額（マイナスの場合は０）と一致していますか。

【No.24】12 欄、14 欄又は 15 欄の金額は、それぞれ各連結法人の別表六の二(二)付表の８欄、９欄又は２欄の金額と一致していますか。

当期の連結控除限度額の計算	当期の連結所得金額	連結組合等損失超過合計額の損金算入額（別表九（二）「９」）	6	
		計 (2)＋(3)＋(4)－(5)＋(6)（マイナスの場合は０）	7	
当期の連結控除限度額の計算	当期の調整連結国外所得金額	国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額（各連結法人の別表六(二)付表一「25」の合計）	8	
		その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額（各連結法人の別表六の二(二)付表「43の①」の合計）	9	
		(8) ＋ (9)（マイナスの場合は０）	10	
		非課税国外所得の金額（各連結法人の別表六(二)付表一「26」の合計）＋（各連結法人の別表六の二(二)付表「43の②」の合計）（マイナスの場合は０）	11	
		(10) － (11)（マイナスの場合は０）	12	
		(7) × 90％	13	
		調整連結国外所得金額（(12)と(13)のうち少ない金額）	14	
		連結控除限度額 (1) × (14)/(7)	15	
		当期に控除できる金額（各連結法人の別表六の二(二)付表「17」の合計）	16	

関する明細書

【No.６】20 欄の金額は、別表一の二の 40 欄の金額と一致していますか。
【No.25】16 欄の金額は、各連結法人の別表六の二(二)付表の 17 欄の金額の合計額と一致していますか。
【No.25】20 欄の金額は、各連結法人の別表六の二(二)付表の 49 欄の金額の合計額と一致していますか。

地方法人税額の計算	地方法人税額 (17)×(4.4%又は10.3%)－(((別表六の二(二の二)「5の③」)＋(別表十七(三の十二)「5」)－(17))と０のうち多い金額)（マイナスの場合は０）	18	外国税額の控除額（各連結法人の別表六の二(二)付表「49」の合計）	20